

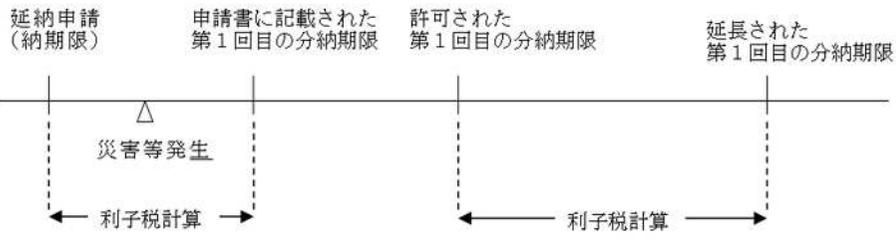
## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (省略)</p> <p>第3章 財産の評価 (省略)</p> <p>第4章 申告及び納付 (省略)</p> <p>第5章 更正及び決定 (省略)</p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>第41条関係((物納の要件)関係)</p> <p>41-1 (省略)</p> <p><u>41-1の2 将来の収入金額の減少が確実であると認められる場合における物納の許可限度額の計算</u></p> <p>41-2~16 (省略)</p> <p>第43条((物納財産の収納価額等)関係)</p> <p>43-1~2 (省略)</p> <p>43-3 「<u>収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたとき</u>」の意義</p> <p>43-4~8 (省略)</p> <p>第7章 雑則 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (同左)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (同左)</p> <p>第3章 財産の評価 (同左)</p> <p>第4章 申告及び納付 (同左)</p> <p>第5章 更正及び決定 (同左)</p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>第41条関係((物納の要件)関係)</p> <p>41-1 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>41-2~16 (同左)</p> <p>第43条((物納財産の収納価額等)関係)</p> <p>43-1~2 (同左)</p> <p>43-3 「<u>収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき</u>」の意義</p> <p>43-4~8 (同左)</p> <p>第7章 雑則 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p> <p>第38条((延納の要件))関係</p> <p>(延納の許可限度額の計算)</p> <p>38-2 . . .</p> <p>(注) 前年の申告所得税の確定申告等に係る収支内訳書等から求めた1年間の事業に係る経費の中から、臨時的な支出項目及び減価償却費を除いた額を基礎とし、最近の事業の実績に変動がある場合には、その実績を踏まえて算出した額を加味した額に<math>\frac{3}{12}</math>(商品の回転期間が長期にわたること等の場合は事業の実態に応じた月数/12月)を乗じた額を用いて差し支えない。</p> <p>第41条((物納の要件))関係</p> <p>(物納の許可限度額の計算)</p> <p>41-1 法施行令第17条に規定する物納の許可限度額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。ただし、納期限又は納付すべき日の翌日から、以下のEの年数が経過する日までの間において、<u>年間の収入金額が、以下のBの額より減少することが確実であると認められる場合は、41-1の2によることができる。</u></p> $A - \{ ( ( B - C - D ) \times E + F ) + ( G - H ) \} + I$ <p>. . .</p> <p>Eは、<u>以下のいずれか短い年数とする。</u></p> <p>(1) <u>当該物納申請税額を延納申請税額であるとみなした場合に、法第38条第1項の規定(措置法第70条の8の2第1項及び第70条の10第1項の規定を含む。)により延納が認められる最長年数(延納が認められる最長年数の区分が2以上ある場合は、それぞれの区分の最長年数に、当該区分に用いた財産の価額の合計額が課税相続財産の価額に占める割合を乗じて計算した年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を合計した年数とする。)</u></p> <p>(2) <u>納期限又は納付すべき日(法第45条第2項の規定による申請又は法第48条の2第2項の規定による申請においては、申請書を提出しようとする日)における平均余命年数(法施</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p> <p>第38条((延納の要件))関係</p> <p>(延納の許可限度額の計算)</p> <p>38-2 . . .</p> <p>(注) 前年の申告所得税の確定申告等に係る収支内訳書等から求めた1年間の事業に係る経費の中から、臨時的な支出項目及び減価償却費を除いた額を基礎とし、最近の事業の実績に変動がある場合には、その実績を踏まえて算出した額を加味した額に<math>\frac{1}{12}</math>(商品の回転期間が長期にわたること等の場合は事業の実態に応じた月数/12月)を乗じた額を用いて差し支えない。</p> <p>第41条((物納の要件))関係</p> <p>(物納の許可限度額の計算)</p> <p>41-1 法施行令第17条に規定する物納の許可限度額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。</p> $A - \{ ( ( B - C - D ) \times E + F ) + ( G - H ) \}$ <p>. . .</p> <p>Eは、<u>当該物納申請税額を延納申請税額であるとみなした場合に、法第38条第1項の規定により延納が認められる最長年数とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>行規則第12条の6((定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命))に定める平均余命とする。)</p> <p>・・・</p> <p>Iは、Fの額</p> <p><u>(将来の収入金額の減少が確実であると認められる場合における物納の許可限度額の計算)</u></p> <p><u>41-1の2 前項ただし書きの場合の算式は、次のとおりである。</u></p> $A - \{ ( (B \times C) + ( (D - E - F) \times G ) + H ) + ( I - J ) \} + K$ <p>(注) 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、38-2により計算した額</p> <p>Bは、41-1のBの額から、41-1のC及び41-1のDの額を控除した額</p> <p>Cは、納期限又は納付すべき日の翌日から、年間の収入金額が41-1のBの額より減少する日までの年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>Dは、年間の収入金額が減少した後の見込年間収入金額</p> <p>Eは、38-2のEの額に12を乗じた額</p> <p>Fは、年間の収入金額が減少した後において、事業の継続のために必要な運転資金がある場合は、41-1のDの額のうち、年間の収入金額が減少した後において、事業の継続のために必要な運転資金の額。</p> <p>なお、事業の継続のために必要な運転資金がない場合は、0とする。</p> <p>Gは、41-1のEの年数から、Cの年数を控除した年数</p> <p>Hは、38-2のEの額に3を乗じた額に38-2のFの額を加えた額</p> <p>Iは、臨時的収入の額。</p> <p>なお、臨時的収入の額とは、おおむね1年以内に発生が見込まれる臨時的な金銭収入(貸付金の返還、退職金の給付の確定等)をいうものとする。</p> <p>Jは、臨時的支出の額。</p> <p>なお、臨時的支出の額とは、おおむね1年以内に発生が見込まれる臨時的な支出(事業用資産の購入等)をいうものとする。</p> <p>Kは、Hの額</p> <p>第43条((物納財産の収納価額等))関係</p> <p>(「収納の時の現況により当該財産の収納価額を定める」の意義等)</p> <p>43-1 法第43条第1項ただし書に規定する「収納の時の現況により当該財産の収納価額を定める」</p>	<p>・・・</p> <p>(新設)</p> <p>第43条((物納財産の収納価額等))関係</p> <p>(「収納の時の現況により当該財産の収納価額を定める」の意義等)</p> <p>43-1 法第43条第1項ただし書に規定する「収納の時の現況により当該財産の収納価額を定める」</p>

改正後	改正前
<p>とは、その状況に著しい変化が生じた財産が、収納の時の状態で相続若しくは遺贈又は贈与によって取得した時にあったものとして、その取得した時における価額によって当該収納価額を定めるという趣旨であるから留意する。</p> <p>なお、「当該財産の状況に著しい変化が生じた」かどうかの判定は、原則として、許可の時ににおける物納財産の現況によることとする。</p> <p>(許可後の財産の状況の変化)</p> <p>43-2 物納の許可を通知した後であつても、当該許可に係る物納財産の引渡し、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することのできる要件を充足するまでの間において、納税義務者の責に帰すべき事由により当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、法第43条第1項ただし書の規定を適用することができるのであるから留意する。</p> <p>(「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたとき」の意義)</p> <p>43-3 法第43条第1項ただし書に規定する「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたとき」とは、例えば、次に掲げるような場合をいうものとする。</p> <p>・・・</p>	<p>とは、その状況に著しい変化を生じた財産が、収納の時の状態で相続若しくは遺贈又は贈与によって取得した時にあったものとして、その取得した時における価額によって当該収納価額を定めるという趣旨であるから留意する。</p> <p>なお、「当該財産の状況に著しい変化を生じた」かどうかの判定は、原則として、許可の時ににおける物納財産の現況によることとする。</p> <p>(許可後の財産の状況の変化)</p> <p>43-2 物納の許可を通知した後であつても、当該許可に係る物納財産の引渡し、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することのできる要件を充足するまでの間において、納税義務者の責に帰すべき事由により当該財産の状況に著しい変化を生じたときは、法第43条第1項ただし書の規定を適用することができるのであるから留意する。</p> <p>(「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき」の意義)</p> <p>43-3 法第43条第1項ただし書に規定する「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき」とは、例えば、次に掲げるような場合をいうものとする。</p> <p>・・・</p>
<p>第52条((延納等に係る利子税)関係)</p> <p>(災害等により申請に係る分納期限後に延納を許可した後、分納期限の延長等を行った場合)</p> <p>52-4 ・・・</p> 	<p>第52条((延納等に係る利子税)関係)</p> <p>(災害等により申請に係る分納期限後に延納を許可した後、分納期限の延長等を行った場合)</p> <p>52-4 ・・・</p> 